

カント倫理学における背進的方法と前進的方法

——『道徳形而上学の基礎づけ』第2章の一つの読み方——¹

北尾宏之

1. 一つの仮說的解釈

「もしも通常認識からその認識の最上原理の規定へと分析的に進み、そして逆にこの原理の吟味とこの原理の源泉とから、その原理の使用が見出される通常認識へと総合的に戻ってくるならば、それがもっとも適切な方法であるだろうと考えて、わたしはこの著作で、わたしの方法をそのようにとることにした。それゆえ、本書の区分は次のようになった。

- 1) 第1章：通常道徳的理性認識から哲学的な道徳的理性認識への移行
- 2) 第2章：通俗的な道徳哲学から道徳形而上学への移行
- 3) 第3章：道徳形而上学から純粹実践理性の批判への最後の一步。」

(IV 392)²

これは、『道徳形而上学の基礎づけ』³の「序言 (Vorrede)」の最後の文であ

¹ 本稿の着想は、2007年度および2008年度の京都大学大学院文学研究科・文学部開講科目「倫理学演習」を担当するなかで得られたものである。授業担当の機会を与えていただいた京都大学大学院文学研究科・文学部、および授業においてさまざまな刺激を与えてくれた受講者のみなさんに感謝申し上げたい。また、本稿執筆にあたって文献の入手に多大な協力をいただいた京都大学大学院文学研究科の太田徹氏にも感謝申し上げます。

² 以下では、カントの著作からの引用やそれへの言及は、アカデミー版の巻数と頁数のみを記すこととする。なお、本稿では、引用文中の下線は、原著におけるゲシュペルトによる強調を表すものとし、引用文中における傍点は筆者による強調を表すものとする。

る。ところが、ここには悩ましい問題がある。それは、ここで述べられたことが本論において実際に遂行されているのかどうかという問題である。この問題に対する一般的な答えは、第1章と第2章において分析的な議論がなされ、第3章において総合的な議論が試みられている、というものである⁴。それは、第2章の最終段落に次のような叙述があるからである。

「それゆえ、本章は、第1章と同じく、単に分析的であった。道德が妄想でないこと、このことは、定言命法および意志の自律が真であり、アприオリな原理として端的に必然的であるときに帰結するのだが、このことのためには、純粹実践理性の可能的総合的使用が必要である。しかし、われわれは、このような理性能力それ自身の批判を前もってなすことなしに、このような使用を、あえておこなうようなことをしてはならない。そこで、われわれは、最終章において、この批判の要点を、われわれの意図にとって十分なところまで提示しなければならない。」(IV 445)

この叙述を文字通りに読むならば、上述の一般的な解釈が妥当であるということになるであろう。しかしながら、より詳細に検討するためには、カントの用いる「分析的」および「総合的」という語の意味を確認しておく必要がある。

たとえば、正教授就任論文「可感界と可想界の形式と原理」では、「分析」とは「根拠づけられたものから根拠への背進(regressus)」、「総合」とは「根拠から

³ *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*. 以下、『基礎づけ』と略記する。

⁴ たとえば、Ross, D., *Kant's Ethical Theory : A Commentary on the Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, Oxford, 1954, p.5.参照。

根拠づけられたものへの前進(progressus)」とされており(III 388Anm.)、また『論理学』でも、「分析的な方法は総合的な方法と対置させられる。前者は、制約され根拠づけられたものから出発して原理へと進んでいく。これに対して、後者は、原理から帰結へと、あるいは単純なものから合成されたものへと進んでいく。前者は背進的と名づけることもできるであろうし、後者は前進的と名づけることもできるであろう」(IX 149)。

これらにならって、『基礎づけ』でも、「分析的」イコール「通常の認識から最上原理へ」の背進的議論、「総合的」イコール「最上原理から通常の認識へ」の前進的議論となっているのなら話はわかりやすい。ところが話はそう簡単ではない。『基礎づけ』における「総合的」議論とは、「最上原理から通常の認識へ」の前進的議論にとどまるものではなく、それに先立って最上原理の吟味、それも源泉に照らしての吟味という営みが付け加えられている。さらにまた、『プロレゴメナ』でも、「分析的方法」が「背進的」であるのに対して、それと対置される「総合的」方法が「前進的」であるとされる(IV 276Anm.)のに加えて、『純粹理性批判』で採用された「総合的」方法について、「純粹理性そのもののうちで探究し、この源泉そのものにおいて理性の純粹な使用の要素と法則とを規定」すること、「理性そのもの以外にはなにひとつ与えられたものとして根拠におかず、したがっていかなる事実にももとづくことなく、認識をその根源的な萌芽から展開」することだと説明されている(IV 274)。

したがって、カントは、自らの哲学を、理論哲学についても実践哲学についても3つのステップから成り立つと考えていることになる。1つめは、根拠づけられ制約されたものから根拠あるいは最上原理への背進的あるいは上昇的な

歩み、2 つめは、最上原理を純粹理性という源泉において吟味すること、そして3 つめは、最上原理からその帰結としての通常の認識への前進的あるいは下降的な歩み、である⁵。そして、前二者を「分析的」、後二者をまとめて「総合的」と名づけているのである。このうちの2 つめのステップ、すなわち最上原理をその源泉において吟味すること、これは、原理に焦点をあわせるならば、最上原理の正当化あるいはカントのいう意味での「演繹」であり、源泉という点に焦点をあわせるならば、理性自身の批判であり、このステップこそが、まさしくカント哲学の根幹であるともいえる。じっさい、この「正当化」あるいは「批判」という要素を欠いたまま、背進的上昇的議論と前進的下降的議論を並置するだけであるならば、それは一種の循環論証であることになってしまうであろう。

さて、以上を確認したうえで、『基礎づけ』本論で序言の予告が実際に遂行されているかどうかを検討してみよう。先に引用した第2章最終段落の文言からすれば、そしてまた第3章のタイトルからすれば、第3章は「原理の正当化」であり「理性の批判」である。そこで、これまでのカント研究においては、はたしてカントは第3章において実際にそれを遂行しようとしているのかどうか、あるいはカントの議論はそれに成功しているのかどうか問題とされてきた⁶。

⁵ ちなみに、佐藤芳は、この3つのステップからなる哲学体系が、理論哲学に関しては『プロレゴメナ』『純粹理性批判』『自然学の形而上学的原理』という3著作において、実践哲学に関しては『道徳形而上学の基礎づけ』『実践理性批判』『道徳形而上学』という3著作において構想されていると指摘している(佐藤芳「カントの実践哲学における化学的方法の意味」、『専修人文論集』57、1995年、111-115頁)。佐藤氏のこの論文からは、本稿執筆にあたって参考になる文献を多数知ることができた。ここに感謝申し上げる。

⁶ たとえば、ペイトンは、カントの議論は道徳の最上原理の演繹としては失敗しているという(Paton, H. J., *The Categorical Imperative: A Study in Kant's Moral Philosophy*, London, 1947, p.244)。また、アリソンも、この企てが失敗しているという点では満場一致していると述べている(Allison, H. E., *Kant's theory of freedom*, Cambridge, 1990, p.214, cf. pp.227-229)。

これは、カント倫理学の根幹にかかわるきわめて重要な問題である。しかしながら、その重要問題の陰に隠れて、総合的論述のもう 1 つの要素である「最上原理から通常認識へ」の前進的下降的論述をカントが『基礎づけ』のなかで実際に遂行しているのかという点については、あまり論じられていない。じつさい、第 3 章のなかにそのような議論はほとんど見出されない⁷。だから、たとえばビットナーは、『基礎づけ』には「帰り道がない」とし、帰り道は、のちの『道徳形而上学』にもちこされることになるとしている⁸。また、ペイトンも、『基礎づけ』の第 1 章と第 2 章では分析的に進み、第 3 章では総合的に進むということについて、「少なくともカント自身の事情説明はそうである」が、「実際には下降のより低い段階には注意を払っていない」としている⁹。

しかし、だとすると、冒頭で引用した『基礎づけ』の「序言」の最終段落の文言は看板倒れだったことになる。はたしてそうであろうか。私はそうではないと考える¹⁰。そうではなく、『基礎づけ』では、分析的論述と総合的論述の両方がなされている、しかも批判的論究と前進的下降的論述との両方の要素からなる総合的論述がなされていると考える。ただし、議論の順序としては、前進的下降的論述が先で批判的論究が後である。すなわち、第 1 章が背進的上昇的

⁷ しいてあげるとすれば、「通常人間理性の実践的使用は、この演繹の正しさを裏書きしてくれる」という文で始まる 1 つの段落(IV 454-455)ぐらいであるが、これも、批判的論究に関する付け足し程度のものであって、この段落の叙述自体が前進的下降的論述をめざしたものであるとはいいがたい。

⁸ Bittner, R., „Das Unternehmung einer Grundlegung zur Metaphysik der Sitten“ in: *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten : Ein kooperativer Kommentar*, (hrsg.) Höffe, O., Frankfurt am Main, 1989, S.29. この点に関しては、ブランドの見解も同様である(Brandt, R., „Der Zirkel im dritten Abschnitt von Kants Grundlegung zur Metaphysik der Sitten“ in: *Kant Analysen – Probleme – Kritik*, (hrsg.) Oberer, H. u. Seel, G., Würzburg, 1988, S.172-174)。

⁹ Paton, *op.cit.*, p.29.

¹⁰ ちなみに、わたし自身もこれまで、ペイトンやビットナーと同様に、第 2 章が通常道徳認識から道徳の最上原理へと向かう分析的な議論であるという理解をしていた(たとえば、拙論「カント倫理学における「義務」概念について」、『立命館文学』第 603 号、2008 年)のだが、本稿は、その理解を改めるものである。

論述としての分析的論述、第2章が前進的下降的論述としての総合的論述、第3章が批判的論究としての総合的論述である。第1章が「通常認識」から出発する分析的論述であることは、詳述するまでもないであろう。第3章が「正当化」あるいは「批判」として成功しているかどうかは議論を要する問題ではあるが、それをここで取り上げることはしない。以下で本稿がめざすのは、第2章が最上原理から通常認識への前進的下降的論述であるという仮説的解釈、この解釈の妥当性を示すことである。

2. 仮説的解釈の妥当性の論証

2.1 序言および全体の構成から

ビットナーは、カントが序言の最終段落で『基礎づけ』はどのように区別されるかという問題を取り上げたのはついでのことにすぎないとしている¹¹。しかし、これは軽視しすぎであろう。カントはこれをその場の思いつきで書いてしまい、そして実際そのようにならなかったというのだろうか。そんなことはないであろう。カントはここで、「わたしの方法をそのようにとることにした。それゆえ、本書の区分は次のようになった」と、未来形ではなく完了形で書いている。つまり、実際にどうなるかわからない先のことを書いているのではなく、すでに書き終えたものとして（あるいは少なくとも頭の中では出来上がったものとして）言及しているのである。したがって、予告どおりにいかなかったとは考えにくい。もし、予告どおりにいかなかったとしたら、序言を書き改めていたはずである。

¹¹ Bittner, *op.cit.*, S.13.

もうひとつ注目しておきたいのは、「それゆえ、本書の区分は次のようになった」の「それゆえ」である。分析的論述ののちに総合的論述をおこなうことが適切だと考えてその方法を本書で採用したがゆえに、本書の区分がこのような3章立てになったというのである。この論述方法は、本書で採用されたのであり、それが理由で、本書が3つの章へと区分されたのである。それが理由で『基礎づけ』を先行させて『道徳形而上学』を後日に残したのだと書かれているのではない。分析的論述ののちに総合的論述をおこなうという方法、詳しく言うと、背進的上昇的論述、批判的論究、前進的下降的論述からなる3つのステップを踏むという方法は、本書で採用され、本書の章区分の根拠だとされているのである。そして、3つのステップがあるから3つの章に区分されたのである。もしも第1章も第2章もともに「通常の認識から最上原理へ」の背進的上昇的論述であるならば、いったいどうして第1章と第2章とを区分する必要があるのか。第1章と第2章とは別の役割をもつからこそ、2つの章に区分されたのである。そして、その異なる役割とは第1章が背進的上昇的論述であり、第2章が前進的下降的論述であるということ、これが、本稿がとる解釈である。

それでは、なぜカントは背進的上昇的論述、批判的論究、前進的下降的論述の順に3つの章を進めなかったのか¹²。それは、批判的論究が容易ならざる仕事だったからである。カント自身、第2章の中で、定言命法がいかにして可能なのかは、「特殊で厄介な労苦を要する」のであるから「最終章まで延期する」

¹² ブラントも、序論で略述された全体の体系においては批判は道徳形而上学に先行するが、本論では批判は第3章として道徳形而上学に後続していると述べているように、順序の逆転に気づいているようである(Brandt, *op.cit.*, S.178)。しかし、彼は、第2章の道徳形而上学を単なる「分析的な形而上学」と見ており、帰り道としての前進的下降的論述としての道徳形而上学とは見していない。

と述べている(IV 420)。さらに同じく、定言命法が現実存在することをアプリオリに証明するところまでにはまだ至っていないということを、カントは第 2 章のなかで、再三述べている(IV 425, 431 cf.440)。ここで注目しておきたいのは、これらのことが第 2 章の中で述べられているということである。もしも第 2 章が第 1 章と同じく通常の認識から最上原理への背進的上昇的議論であるならば、その原理がいかんして可能であるかの批判的論究に未着手であるのは当たり前のことであり、わざわざこの第 2 章のなかでそのことを断わる必要などないはずである。そうではなくて、第 2 章において道を引き返す前進的下降的論述に取り組んだからこそ、本来ならば批判的論究が先でなければならないのにそれにはまだ着手せず後回しにしたという断わりが必要となったのである。

以上、本節では、序言のなかの叙述および『基礎づけ』全体の構成から、第 2 章が前進的下降的論述であることを示した。次節では、より本質的な問題、すなわち第 2 章では何が論じられているのかという内実から、第 2 章が前進的下降的論述であることを示したい。

2.2 第 2 章では何が論じられているのか

まず、『基礎づけ』第 2 章の概略を確認しておこう。

第 1 段落から第 11 段落まで(IV 406-412)が前置きの叙述であり、12 番目の段落(IV 412f.)から本論的な議論がなされる。その議論は、自然の事物はすべて法則にしたがって作用するのに対し、理性的存在者だけが法則の表象にしたがって、すなわち原理にしたがって行為する能力、いいかえれば「意志」をもつのであり、この意志がすなわち「実践理性」なのだということから始められる(IV

412)。ついで、必ずしも全面的に理性にしたがうわけではない意志にとっては、法則との一致は命令によってなされることから、命法というものが問題とされ、そこから命法の分類がなされる。そのなかで、定言命法のみが道德の命法であることが明らかにされ、この命法がいかにして可能であるかの説明は第3章に残すとしたうえで、定言命法の定式化がなされる。その定式はさまざまに言い換えられ、またその途中で4種類に分類された義務による例証も盛り込まれる。そして最後に、「道德の最上原理としての意志の自律」と題する1節と、意志の他律を排除する叙述をもって、第2章は閉じられる。

以上が、『基礎づけ』第2章の概略である。

2.2.1 第2章の議論の出発点はどこにあるのか

ここでまず注目しておきたいのは、この議論の出発点は第2章の12番目の段落で登場する「実践理性」だということである。実践理性とは、道德原理の「源泉」である。すなわち、第2章の議論は源泉の側から始められているのである。もちろん、この源泉である実践理性という能力そのものの批判は、ここではまだなされておらず、第3章にゆだねられることになるのだが、議論そのものは、通常認識の側からではなく、源泉の側からなされている。これはすなわち、ここでの議論が背進的上昇的論述ではなく前進的下降的論述であるということの意味する¹³。カント自身も、この直前の段落において、「第1章でなされたように通常道德的判定から哲学的な判定へと進むのみならず、……通俗的な哲

¹³ アリソンもまた、この箇所を引用して、ここで取り上げられている「理性的な働き(rational agency)の哲学的概念」が第2章の議論の出発点であるとし、また、この概念が道德的価値についてのカントの説明における前提であるとしている。ただし彼は、このような構造を捉えながらも、第2章の議論は分析的だとみなしている(Allison, *op.cit.*, p.85)。

学から形而上学へと進むために、われわれは、実践的理性能力を、その一般的な規定規則から出発して、そこから義務の概念が生じるところまで追跡して、判明に叙述しなければならない」と述べているのである(IV 412)。

2.2.2 道德の最上原理とは何か

次に定言命法の諸定式について検討しておこう。ペイトンは、『基礎づけ』において定言命法が 5 つの定式をもつとしている¹⁴。すなわち、I. 普遍的法則の定式、Ia. 自然法則の定式、II. 目的自体の定式、III. 自律の定式、IIIa. 目的の国の定式である¹⁵。そのさい、この 5 つの定式の間をどう捉えるかが問題である。

まずひとつには、この 5 つの定式のうち、自律の定式を最重視する解釈が可能であろう。というのも、第 2 章の締めくくりに近いところに、「道德の最上原理としての意志の自律」という見出しをつけた 1 節があり、しかもその中では「自律の原理が道德の唯一の原理である」と言われているからである(IV 440)。しかも、このことは「道德の概念の単なる分析によって示されうる」とも述べられている(ibid.)。これらのことから、第 2 章が分析的論述、詳しく言うと低位

¹⁴ Paton, *op.cit.*, p.129.

¹⁵ 「I. 普遍的法則の定式」とは、「君が、その格律を通じて、その格律が普遍的法則となることを同時に欲しうるような、そういう格律にしたがってのみ行為せよ」(IV 421)、「Ia. 自然法則の定式」とは、「君の行為の格律が、君の意志を通じて、あたかも普遍的な自然法則となるかのように行為せよ」(IV 421)、「II. 目的自体の定式」とは、「君が、君の人格およびすべての他者の人格のうちにある人間性を、けっして単に手段として扱うことなく、常に同時に目的として扱うような、そのようなしかたで行為せよ」(IV 429)、「III. 自律の定式」とは、「君の意志が、君の格律を通じて、その意志自体を同時に普遍的に立法するものとみなしうるような、そのようなしかたで」行為せよ(IV 434)、「IIIa. 目的の国の定式」とは、「自らの格律を通じて、同時に自分があたかも普遍的な目的の国の立法的成員であるかのような、そのようなしかたで」行為せよ(IV 438)、である（ペイトンの英訳はカントの原文と少し違っており、ここではカントの原文に即して記しておく）。

の原理から最上原理へと向かっていく背進的上昇的論述としての分析的論述であるということが言えそうである。これは、第2章の最終段落で、「本章は分析的であった」と述べられている(IV 445)こととも一致する。

たしかに、自律の定式が最上原理であるのはもちろんそのとおりである。しかし、他の定式がそれより下位の原理であって最上原理ではないという解釈を取ることはできない。というのも、カントは、自然法則の定式に関しても「あらゆる義務の最上原理」という表現を用いている(IV 422)し、目的自体の定式に関しても「最上の実践的原理」という表現を用いている(IV 428)からである。したがって、「道徳の最上原理」というのは、自律の定式のみをさすのではなく、定言命法の5つの定式どれもが最上原理であると考えるのが妥当である。原理が最上であるかどうかというのは、定言命法の諸定式の間の比較の問題ではない。仮言命法ではなく定言命法が、他律ではなく自律が最上原理なのだということ、このことがカントの言わんとするところなのである。

ところで、定言命法の5つの定式のいずれもが最上原理であるということは、1つめの定式である「普遍的法則の定式」を示した時点で、カントはすでに背進的上昇的論述の頂点に到達していたということを意味する。そしてこの定式の原型は、すでに第1章において、通常の道徳認識を手がかりに、「わたしの格律が普遍的法則となることをも欲しうるようなしかた、そのようなしかたでのみふるまうべきである」というかたちで示されている(IV 402)。したがって、背進的上昇的論述というステップは、第1章においてすでに完遂されているのであり、第2章は次のステップに着手していると考えられるのである。

では、自律の原理が道徳の唯一の原理であるということが「道徳の概念の単

なる分析によって示されうる」と述べられている(IV 440)点についてはどうであろうか。「概念の分析(Zergliederung)によって示される」という表現が意味するのは、「自律の原理が道德の唯一の原理である」という命題が分析命題であるということと言わんとしているのもであって、それは通常認識から背進的に見出されるという分析的方法とは区別されねばならない。したがって、この文言をもって、第2章が背進的上昇的論述であったとすることはできないのである。

2.2.3 カントはなぜ定言命法をさまざまな定式で表したのか

前節で、定言命法の5つの定式はどれも最上原理であるということ、そしてその第1定式である普遍的法則の定式はすでに第1章において到達されているということを示した。しかし、これだけでは第1章が背進的上昇的論述であることを示したにすぎない。そこで、ここでは、定言命法をさまざまに定式化する第2章の議論が前進的下降的論述であることを明らかにしたい。

カントは、定言命法の第1の定式である普遍的法則の定式を示すさいに、「定言命法はただひとつであり、それは以下のとおりである」と述べている(IV 421)。定言命法は1つしかなく、それが普遍的法則の定式だということである。ということは、その他4つの定式も、実は普遍的法則の定式と同じものなのであり、同じ1つの定言命法をちがった角度から眺めたにすぎないということになる。だからこそ、5つの定式は5つとも最上原理だと言いうるわけである。では、なぜちがった角度から眺める必要があるのか。それは基本形である第1定式が、抽象的であって具体性に乏しく、理解が容易でないからであろう。

たとえば、第1定式の言う「普遍的法則」とは具体的にどのようにイメージ

すればよいのか。われわれを取り巻く風俗習慣はそのようなものではない。そこで、例外のない普遍的法則を具体的にイメージするために、自然法則になぞらえた。これが、第2定式である「自然法則の定式」である。他方、普遍性の側面ばかりに光が当てられると、普遍的法則があらかじめ個々人と関係なく存在していて、個々人はそれに屈従するのみ、個々人は普遍的法則を実現するための単なる構成要素とみなされかねないので、個々の主体の側面に光を当てたのが、第3定式である「目的自体の定式」である。これは、第1定式が、普遍的法則が自らの格律になることを欲しうるのではなく、自らの格律が普遍的法則となることを欲しうることを求めているのだということを、より明確に示したものである。また、この定式においては、単に「理性的存在者」というのではなく、「人格」、「人間性」という語を用いることによって、より具体的なイメージをもつことが可能になっている。つづいて、普遍性の側面と個々の主体の側面との統合を示したのが、第4定式である「自律の定式」であり、ここでも、普遍的法則は個々の主体と関係なく存在しているのではなく、個によって作られるものであるということを、「立法」という概念を用いて、「国法」になぞらえて具体化している。そしてさらに、第5定式である「目的の国の定式」で、道徳的共同体を「国」になぞらえて具体化している。「法」、「立法」、「国」といった概念は、のちに出される『道徳形而上学』の議論を連想させるものであるが、『道徳形而上学』が前進的下降的論述という意味での総合的方法をとっているとみなされるのであるならば¹⁶、『基礎づけ』第2章のこれらの定式も前進的下降的論述とみなすことができるだろう。

¹⁶ 註5参照。

カントは、これらの諸定式を順に示したのち、それらを整理する議論のなかで、このように多様なしかたで定式化したのは、「理性の理念を（ある種の類比によって）直観に近づけ、そうすることによって感情に近づけるため」であると述べている(IV 436)。理性の理念そのものである第1定式から出発して、それを他の諸定式において直観や感情に近づける、言い換えれば通常認識に近づける、これはまさしく前進的下降的論述という帰り道なのである¹⁷。

2.2.4 義務をめぐる議論

カントは、自然法則の定式を示したあとで、また目的自体の定式を示したあとで、それぞれ、4種類に分類された義務の例をあげている。これらの議論は、それぞれの定言命法のかたちで定式化された道德原理を正当化するための議論ではない。その意味で、義務をめぐる議論が、批判的論究という意味での総合的な議論でないことはたしかである。しかし、ここでなされているのは、通常認識から道德の最上原理へ向かう背進的上昇的論述ではなく、前進的下降的

¹⁷ したがって、わたしは、定言命法の5つの定式については、ペイトンとはちがって、I. 普遍的法則の定式、Ia. 自然法則の定式、Ib. 目的自体の定式、Ic₁. 自律の定式、Ic₂. 目的の国の定式、と番号を振るのが適切であると考え。Iが理性理念そのものとしての定式、その他が直観および感情に近づけた定式だからである。ペイトンも、そのような解釈が可能であることを認めたとはいえ、それでも、「自律の定式をまったく無視するほどに」普遍的法則の定式を重視してはならないと述べている(Paton, *op.cit.*, p.130)。その理由の1つは、『実践理性批判』で特別の位置を占めるのは普遍的法則の定式ではなく自律の定式であるということ、もう1つの理由は、自律の原理が第3章における自由をめぐる議論の基礎を用意していることである(ibid.)。たしかに、自律の定式を無視してはならないというのはそのとおりである。しかし、本稿では、1つめの理由が示すような『実践理性批判』との関連をそれほどまでには重視しない。というのも、『基礎づけ』と『実践理性批判』の間にはある種の断絶（たとえば『基礎づけ』には「理性の事実」による演繹という発想はない）があると考え、また、最後に述べるように、『基礎づけ』はカントがこの時点で考えていた道德哲学の全体像を示したそれ自身で独立した著作だとみるからである。他方、2つめの理由については、本稿も認めるし、自律の定式を無視するつもりはない。しかしながら、先に示したように、自律の定式のみが道德の最上原理であるわけではなく、5つの定式いずれもが最上原理なのであり、自律の定式を重視することと第2章の議論が前進的下降的論述であることとはまったく矛盾しないと考えられる。

論述である。第 1 章では、義務を手がかりにして(IV 397-399)「わたしの格律が普遍的法則となることをも欲しうるようなしかた、そのようなしかたでのみふるまうべきである」(IV 402)という道德原理を突き止める議論がなされたのに対して、ここ第 2 章では、道德原理としての定言命法の定式を示したのちに義務を例示するという、第 1 章とは逆方向の議論を進めているのである。

カントはまた、自然法則の定式に照らして 4 つの義務を例示したのちに、「われわれは、定言命法の内容を判明に、そしてどんな場合にも使用できるようにはっきりと提示した」と述べている(IV 425)。このことは、序言の最終段落で述べられていた「原理の使用が見出される通常認識へと総合的に戻ってくる」ことに対応している。前節で見たように、定言命法の第 1 定式である普遍的法則の定式は、抽象的であって具体性に乏しく、理解が容易でない。そこで、それを他の諸定式に言い換えて直観や感情に近づける、言い換えれば通常認識に近づけようとした。具体的な義務を例示したのも、それと同じ意図のもとにあるといえるだろう。

また、カントは「義務の分類を、のちに出す『道德形而上学』のために保留する」とも述べている(IV 421Anm.)。これは、体系的な論述の完成は、『道德形而上学』をまたねばならないということであるが、逆に言えば、体系的完成の点では劣るとしても議論の中身は『道德形而上学』を先取りしたものであるということでもある。したがって、『道德形而上学』が最上原理から通常認識への前進的下降的論述であるならば、それを先取りした『基礎づけ』第 2 章における義務をめぐる議論も、やはり同じく前進的下降的論述であるということができるであろう。

2.2.5 「道徳形而上学」とは何を意味するのか

第2章のタイトルは、「通俗的な道徳哲学から道徳形而上学への移行」である。第1章の「通常の道徳的理性認識から哲学的な道徳的理性認識への移行」において「哲学的な道徳的理性認識」が論じられ、第3章の「道徳形而上学から純粹実践理性の批判への最後の一步」において「純粹実践理性の批判」が試みられているのだとすれば、第2章においても「道徳形而上学」が論じられているはずである。では、ここで言う「道徳形而上学」とは、いったい何を意味するのか。

ビットナーは、「道徳形而上学」という語をカントが3とおりの意味で用いているとしている¹⁸。1つめは、純粹な道徳哲学のことで、『基礎づけ』の序言(IV 388, 390)や第2章の導入部分(IV 410)で用いられているのがこの意味であるという。2つめは、のちに出される著作『道徳形而上学』のことで、これと『基礎づけ』の2著作をあわせたものが第1の意味での「純粹な道徳哲学」をなすのだという。3つめは、『基礎づけ』の第2章のタイトルでこの語が用いられているように、『基礎づけ』第2章の内容がそれにあたるといえる。

しかし、本稿では、この3つを区別するよりも、むしろこの3つが密接に関連し、重複していることのほうに注目したい。

カントは第2章の導入部分(IV 406-412)で、ビットナーが指摘した1つめの意味での道徳形而上学、すなわち純粹な道徳哲学としての道徳形而上学が必要であることを強調している。このことは、第2章の議論が、経験的な要素を含ん

¹⁸ Bittner, *op.cit.*, S.14-15.

だ通常の道徳的理性認識あるいは通俗的道德哲学から経験的な要素を順々に削ぎ落としていって最後に純粋な道徳の最上原理にたどりつく分析的（背進的上昇的）論述であることを意味するように見えるかもしれない。しかし、カントがこの第2章の導入部分で述べているのは、ここで必要な論究はそもそもその出発点が経験的認識ではなく源泉としての理性そのものであるような論究、まさしく純粋な道德哲学としての道德形而上学だ、ということなのである。しかもこのことは、序論ですでに述べられたにもかかわらず、再び第2章の導入部分でわざわざ述べられている。これは、第1章と第2章とでは議論の出発点がちがうということを明示するためだと考えられる。こうしてカントは、本稿2.2.1で見たように、実際、源泉としての理性から出発して、定言命法の唯一の定式である普遍的法則の定式を示すにいたるという前進的下降的な歩みを行ったのである¹⁹。

とはいえ他方、「道德論をまず形而上学で基礎づけたうえで、それが確立したらそののちに通俗性によってその道德論に近づきやすくすること」、このことは、否定されるどころか「真の哲学的通俗性」として賞賛されるべきことだとカントはみなしている(IV 409)。これはまさしく、前進的下降的論述であるわけだが、その場合でも議論の出発点が源泉としての理性そのものであるという点で、ビットナーのいう第1の意味での道德形而上学（純粋な道德哲学としての道德形而上学）に抵触するどころか、むしろ重なり合う。また、その前進的下降的な

¹⁹ たしかに、カントが第2章の前半の「実践的理性能力の一般的規定規則」についての検討において仮言命法と定言命法をあわせて論じ、そのなかで、仮言命法を排除して定言命法のみが道徳の命法たりうるという結論を導いたのは、経験的要素を削ぎ落とす分析的論述だという言い方も可能であろうが、しかし、定言命法が命法全般の根拠であるわけではないのだから、「根拠づけられ制約されたものから根拠あるいは最上原理への背進的あるいは上昇的な歩み」としての「分析的論述」であるとは言えない。

議論が、のちに出される『道徳形而上学』でなされているのは周知のことであるが、そのみならず、それに先立って『基礎づけ』の第2章においてもなされていることは、これまで見てきたとおりである。もちろん、『基礎づけ』第2章の論述は、前節でも見たように、体系的完成の点では『道徳形而上学』に及ばないが、それはそもそもカントが、『基礎づけ』では「道徳の最上原理を体系全体に適用すること」を断念しているからである(IV 392)。しかし、体系全体への適用は断念しているとは言うものの、原理を使用可能なように直観および感情に近づける論述はなされている。それゆえ、ビットナーが言う2つめの意味での道徳形而上学と3つめの意味での道徳形而上学も重なり合う。こうして、ビットナーのいう3つの意味は、重なり合うものとして理解することができる。すなわち、源泉としての理性そのものから出発してそこから通常認識へと進んでいく前進的下降的論述は、体系的完成という点では後に出される『道徳形而上学』をまたねばならないが、議論の大まかな方向は『基礎づけ』第2章においてすでに示されていると言えるのである。ビットナーが「道徳形而上学」の3つの意味について、その重なり合いよりも区別のほうに着眼したのは、『基礎づけ』第2章が前進的下降的論述であることに思い至らなかったためであろう。

ちなみにペイトンは、第2章および第3章のタイトルが示すように、「道徳の形而上学」は「定言命法のさまざまな定式」にかかわり、「実践理性の批判」は「実践理性のうちにある定言命法の源泉」にかかわるとみなすことが可能だとしつつも、そうした区別は「恣意的」であり、道徳の形而上学と実践理性の批

判とを同一のものとみなしておくほうがよいと結論づけている²⁰。しかし、これもまた、第2章の言う道德形而上学が前進的下降的論述であることを捉えそこねていることのあらわれであると言えるであろう²¹。

第2章は、そのタイトルどおり、まさしく「道德形而上学への移行」なのであり、言い換えれば、第2章のタイトルは、そのなかで前進的下降的論述がなされていることからして、まさしく「道德形而上学への移行」でなければならなかったのである。

2.3 カントはなぜ第2章の議論を「分析的」だと言ったのか

ところで、本稿のはじめに示したように、カントは第2章の最終段落で、「本章は、第1章と同じく、単に分析的であった」と述べている(IV 445)。この一文があるがために、たとえばビットナーのように、『基礎づけ』には「帰り道がない」という解釈が生じてしまったのである。しかしながら、これまで見てきたように、『基礎づけ』の第2章は、道德の最上原理から通常の認識へと向かう前進的下降的論述、すなわち帰り道である。このことは、この同じ第2章の最終段落のなかにある叙述からもうかがえる。それは、第2章において、意志の自律が道德の概念に不可避免的に属していることを「世間一般にいきわたっている道德の概念を展開すること(Entwicklung)によって示した」という叙述である

²⁰ Paton, *op.cit.*, p.31.

²¹ ペイトンも、カントが第2章で適用の実例をあげていることに言及し(Paton, *op.cit.*, p.131)、第2章最終段落における「本章は分析的であった」という記述を文字通りに解してはならないとも述べてはいる(Paton, *op.cit.*, p.130)。しかし、そこまで言いながら、先に引用したように「下降のより低い段階には注意を払っていない」とし(註9参照)、あと一步迫りきっていない。ダンカンもまた、「第2章の方法は、理性の原理から、そこから義務の観念が生じる地点まで進むもので、むしろ総合的であるように見える」と述べつつも、ペイトンの結論を受け入れている(Duncan, A. R. C., *Practical Reason and Morality: A Study of Immanuel Kant's Foundations for Metaphysics of Morals*, Edinburgh, 1957, pp.131-132)。

(ibid.)。「概念の展開」とは、第 1 章で分析的に獲得された定言命法の基本定式を、通常の認識に近づけるためさまざまな定式へと展開していったということを指している。ちなみに、『プロレゴメナ』では、「綜合的方法」とは「認識をその根源的な萌芽から展開する(entwickeln)」ことだと説明されていた(IV 274)。

「展開」というのは、背進的上昇的論述ではなく、前進的下降的論述を指すのである。

しかし、それでは、カントはなぜ第 2 章の議論が分析的であるというミスリーディングな言い方をしたのであるだろうか。それは、やはりまたこの同じ段落の中でカント自身述べているように、第 2 章では、定言命法というアプリオリな綜合命題がいかにして可能であるのかを証明しなかったから、あるいは言い換えれば、そのために必要であった理性能力そのものの批判をまだ果たしていないからである。最初に見たように、カントは「綜合的方法」というものを、最上原理の吟味・演繹をおこなう批判的論究と、最上原理から通常の認識へと向かう前進的下降的論述との 2 つのステップからなるものと考えている。この第 2 章では、この 2 つのステップのうち、前進的下降的議論のみ、それも体系全体への適用ではなく、理解を助けるための概略の提示のみがなされたのであって、批判的論究には着手されていない。したがって、第 2 章の議論は、十全な意味での綜合的論述であるとは言えず、通常の認識に近づけて理解を助けようとする暫定的な議論である。しかも、カントにとっては、綜合的方法の 2 つのステップのうち、より重要なのは批判的論究のほうである。これなしに、背進的上昇的論述のあとに前進的下降的論述を接続しても、それは単なる循環論証であって、道德哲学の基礎づけとしては第 1 章の背進的上昇的論述を超え出る

ものではない²²。したがって、批判的論究を欠いた前進的下降的論述は総合的であると言うに値しない。このことが、カントをして、「第2章は単に分析的であった」と言わしめたのであろう。逆に言えば、カントが「第2章は単に分析的であった」というミスリーディングな言い方をしたことからは、それほどまでにカントが批判的論究の重要性・必要性を強く意識していたということがうかがえるのである。

3. 結論

たしかにカントは、「のちに道徳形而上学を出すという意図のもとに、この基礎づけを先に出す」(IV 391)、あるいは「基礎についての準備作業を道徳形而上学から切り離す」(ibid.)と述べている。それはそのとおりで、『基礎づけ』が道徳形而上学そのものでないのは言うまでもない。しかし『基礎づけ』と『道徳形而上学』との関係は、カントの道徳哲学の前半部分と後半部分という関係、
『基礎づけ』が道徳哲学の前半部分としての分析的議論で『道徳形而上学』が道徳哲学の後半部分としての総合的議論だという関係であるなどとカントは述べていないし、実際そのようになってもない。『道徳形而上学』が原理の適用

²² なお、カントが第3章において述べている「一種の循環」(IV 450)も、このことに関係していると考えられる。ちなみにペイトンも、「この循環は、背進的議論を前進的に述べられた同じ議論によって追跡するときに不可避免的に生じるような種類のものである」(Paton, *op.cit.*, p.224)と述べている。たしかに、カントが第3章で問題にしているのは、道徳法則と自由の間の循環である。ここでは第3章内部の議論に深く立ち入ることは控えるが、自由が源泉で、道徳法則が自由によって可能となるものであるという構造、あるいは『実践理性批判』が言うように、道徳法則は「理性の事実」として意識されるもので、自由はその存在根拠であるという構造をみるならば、道徳法則から自由へと進む議論は背進的上昇的、自由から道徳法則へと進む議論は前進的下降的であるとみなすことができる。たしかに、自由から道徳法則へと進む議論は第3章のなかでなされている(IV 447)のであるが、その自由の能力とはほかならぬ「実践理性」なのであり、そこから始める議論がすでに第2章(IV 412)においてなされていることは、2.2.1 で見たとおりである。

という総合的議論であるのはそのとおりであろう。しかし、『基礎づけ』は道徳哲学の前半部分なのではなく、道徳哲学の全体、すなわち通常の認識から道徳の最上原理へと向かう背進的上昇的論述、最上原理をその源泉に照らして吟味する批判的論究、そして最上原理からその使用が見出される通常の認識への前進的下降的論述という3つのステップからなる道徳哲学の全体について、それぞれのステップの概略を示した縮約版なのである。もちろん、概略、縮約版であって完成版ではないから、体系全体にわたる詳細な議論については不十分である。しかし、その点を差し引いても、『基礎づけ』は、カントがこの時点で考えていた道徳哲学の全体像を示した著作である²³。これが、本稿の結論である。

(きたお ひろゆき 立命館大学)

²³ したがって、「カントが第2章で1つの道徳理論を詳説しているとみなされうことは認めるが、第2章のその教義はカントの中心的な批判的主題にとって単に脱線的であるにすぎない」とするダンカンの解釈(Duncan, *op.cit.*, p.167)は、受け入れることができない。